

参考様式4

湯田北部地区 地域農業マスターPLAN(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
西和賀町	平成25年3月25日	令和3年3月31日
対象地区名(地区内の集落名)		
湯田地区(湯田集落、穴明集落、清水ヶ野集落、間木野集落)、楢沢地区、湯本地区、湯之沢地区		

1 対象地区的現状

① 地区内の耕地面積	189.90	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	143.04	ha
③ ②のうち、地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	33.70	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.94	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.16	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00	ha
(備考)		
・清水ヶ野、湯田、穴明集落は、基盤整備事業が進んでおり、比較的大区画化されている。(湯田地区)		
・間木野集落は、小区画の農地が多く、基盤整備事業に取り組む意向がある。(湯田地区)		
・平成8年頃に基盤整備された地区で大区画化されている。(楢沢・湯本地区)		
・法人4組織による農地集積・集約化が進んでいる。(楢沢・湯本地区)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

(湯田地区)

- ・地区外地権者が多く存在している地区であり、耕作放棄地が懸念される。
- ・畜産経営においての後継者が課題となっている。

(楢沢・湯本地区)

- ・水稻栽培においては、カドミウム対策として湛水管理を徹底しているため、刈り取り時期の作業効率が悪い。
- ・パイプライン未整備の圃場に、農業用水が行き届かない箇所がある。

(湯之沢地区)

- ・從来から兼業農家(家族経営)を基本に耕作・管理してきたが、10年後を考えると高齢化が進み耕作・管理できなくなる可能性があり、新たな農地の受け手の確保が必要である。また、70歳以上で後継者未定・不明の農業者が多い。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

清水ヶ野集落においては、集落営農組織や法人経営体、認定農業者が担っていく。(湯田地区)

湯田、穴明集落においては、認定農業者を中心に担っていく。(湯田地区)

間木野集落においては、基盤整備を推進しながら、集落営農組織や法人経営体、認定農業者が担っていく。(湯田地区)

これまでどおり、法人4組織と認定農業者が連携して担っていく。(楢沢・湯本地区)

これまでどおり兼業農家(家族経営)による耕作・管理を基本とするが、耕作・管理できない農地がでてきた場合には、認定農業者や集落営農組合との話し合いにより対応していく。(湯之沢地区)

入作を希望する新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。(湯之沢地区)

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	(全地区共通) 基盤整備された区域を重点実施地区とし、個人経営できなくなつた農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、必要に応じて、農地を機関に貸し付けていく。
(2) 基盤整備への取り組み	(湯田地区) 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、間木野地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(3) 新規・特産化作物の導入	(湯田地区、櫻沢・湯本地区) 従来の米の品種に加え、「銀河のしづく」の栽培に取り組み、単収向上を図る。
(4) 耕作放棄地の解消	(全地区共通) 多面的機能支払交付金や中山間直接支払交付金を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐ。
(5) 鳥獣被害防止対策の取り組み	(全地区共通) 鳥獣害対策の集落点検マップ(罠の設置状況、目撃・被害情報等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数 (実数)

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	10 人	4 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	3 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	2 人	法人

注: 基本構想水準到達者とは、①～⑥以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	117.72 ha	189.90 ha	61.99 %
今後	117.72 ha	189.90 ha	61.99 %